学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

関係法令) 学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年5月8日施行)

				建安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年5月8日施行
### 類談楽度及び		考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
###	第			<i>泊</i> 癒するまじ
(高校を除 (、)				 ツ成沈庁の文院なが成沈庁の史老にサナス原原に関す
(*) ベスト マールブルグ病 ラウザ熱 常性灰白脂炎 カフラリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコーナウイルス属	性			
第一種 学校教育活動 かたるものに限る。) 李校教育活動 かたるものに限る。) 李校成が行性角結聴炎 会性出血性結膜炎 会社 医型肝炎 自動 かたんが第二年の他の医師において感染のおそれがないと認めるまで おんしい アルフリー・アルフ				
第二種 学校教育活動 と記したものに限る。) プライス 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一日 一日		(。)		
第二章 学校教育活動 を通じ、学校によっては おおきられる ※ 学校教育活動を通い、学校において協議会のといいではいます。 ※ 学校教育活動を通じ、学校においては、学校においては、学校において協議会のおそれがないた認めるまで、からからの、				症」は另一種の感染症と見なり。
第二種 学校教育活動 を通し、学校により学校医生の他の医師において感染のおそれがないと思る。) では、中本学校を生の他の医師において感染のおそれがないと思る。) では、形式をは、かって、中本学校医生の他の医師において感染のおそれがないと思る。 できない では、形式をは、形式をは、形式をは、形式をは、形式をは、形式をは、形式をは、形式を				
第一種 学校教育活動 を適し、中東の日本のでは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日				
第二種			,	
中東呼吸器底候群(病原体がベータコ ロナウイルス関係 E R Sコロナウイルスであるものに限る。) 特定局インフルエンザ(感染症の予防及 び感染症患者に対する医療に関する法 律(平成十年法律第百十四号)第六 条第三項第六号に規定する特定島インフルエンザを は、飛沫感染 可能性の高いも の 第加しん 第熱した後3日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあって は 飛沫感染 所しん 第熱した後3日を経過するまで 所しん 第熱した後3日を経過するまで 所した 第人しが消失するまで 原しん 第人しが消失するまで 原しん 第人しが消失するまで 風しん 第人しが消失するまで 四頭結膜熱 新型コロナウイルス(令 和二年一月に、中華人民共和国から世 界保健機関に対して、人に伝染する能 力を有することが形に報告されたものに 限る。)であるものに限る。) 結核 都型コロナウイルス(令 和二年一月に、中華人民共和国から世 界保健機関に対して、人に伝染する能 力を有することが形に報告されたものに 限る。)であるものに限る。) 結核 があるもの (限る。) 第状により学校医その他の医師において感染のおそれがな いと認めるまで 第世上の性と おいて流行を ないて流行を ないて流行を ないて流行る可能性 があるもの (限る。) 第状により学校医その他の医師において感染のおそれがな いと認めるまで 第世上の性と 部層性出血性大腸菌感染症 服子フス 流行性角結膜炎 会性出血性持膜炎 そののの感染症 A型肝炎、B型肝炎 自び考えられる もの (2年) 2年) 2年) 2年) 2年) 2年) 2年) 2年) 2年) 2年)				
第二種 学校教育活動 を通じ、学校によい流行を おきのに限る。) 「おきして、			,	
第二種				
第三				
第二種 で				
第三種				
第二種				
第二種				
第二種 空気感染また は、飛沫感染				
### 第二個 は、飛沫感染 する感染症で 円産生徒等の 罹患が多く、学校において流 行を広げる可能性の高いも の		亦与 学 沈++		
理生徒等の 福恵が多、学校において流 行を広げる可能性の高いもの	第			· ·
展生 (<u>—</u>			,
罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いものの	性		日口啖	
校において流行を可能性の高いもの			r ic . /	
行を広げる可能性の高いものの 風しん 発しんが消失するまで 発しんが消失するまで 全ての発しんがかきぶたになるまで 全ての発しんがかきぶたになるまで 全ての発しんがかきぶたになるまで 全工の乗した後 2 日を経過するまで 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで 発症した 中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。) 結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 様状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 成式ですを 成式ですを 成式ですを 成式です。 成式でする できぬるまで 本状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 原語出血性大腸菌感染症 成式では、おいて、必要があるもの 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染症人を防ぐために、必要があるときに限り学校 医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に 措置を取ることができる。 措置を取ることができる。 対域により学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に 対域によりが発きして関急的に 対域によりが表しまして関急的に 対域によりできる。 対域によりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりできる。 対域によりではよりではよりではよりではないではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではより				
能性の高いもの 風しん 発しんが消失するまで 全ての発しんがかさぶたになるまで ・ 理頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 新型コロナウイルス感染症(病原体がペータコロナウイルス属のコロナウイルス 徐和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。) 結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで があるもの おもの において流行を 場管出血性大腸菌感染症 にげる可能性があるもの において感染のおそれがないと認めるまで 「特別などのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般			流行性耳下脉炎 	
の 水痘 全ての発しんがかさぶたになるまで 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで 新型コロナウイルス感染症 (病原体がペータコロナウイルス (令 和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに 限る。)であるものに限る。) にあるものに限る。) にあるものに限る。) を			国1 /	
・				
新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。) 若核 「特別では、学校を表の他の医師において感染のおそれがないと認めるまででは、学校におり学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでができる。) 「おいて流行を広げる可能性があるもの」において感染のおそれがないと認めるまでがあるものがあるものがあるものがあるものがあるものがあるものがあるとのでは、学校により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでがあるものがあるともに帰り学校医の他の医師において感染のおそれがないと認めるまでが、一般により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでが、一般により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでが、一般により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまででいる。 「おいて流行を広げる可能性があるともに関チスの、パラチフス流行性角結膜炎 会性出血性結膜炎 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。 「本程によっては、出席停止の措置が考えられるもの、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。 「本程によっては、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を取ることができる。 「本程によっては、日本語を表現して、日本語を表現して、日本語を取ることができる。」 「本程によっては、日本語を表現して、日本語を表現るのは、日本語を表現る。日本語を表現して、日本語を表現を表現る。日本語を表現して、日本語を表現るのは、日本語を表現る。日本語を表現る。日本語を表現るのは		•		
タークコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 結核				
和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)であるものに限る。) 結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 原管出血性大腸菌感染症 腸管出血性大腸菌感染症 に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医判断を間き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。 措置を取ることができる。 措置を取ることができる。				
特徴				小土/四 9 公 8 (
### おおおいて ### おおものに限る。) ### おおものに限る。) ### おおものに限る。) ### おおもの ### おおもの ### おおもの ### おおもの ### おおもの ### まままままままままままままままままままままままままままままままま				
限る。)であるものに限る。) 結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでいた。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでいた。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでいた。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでいた。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでいた。 「ディー・「ディー・「ディー・「ディー・「ディー・「ディー・「ディー・「ディー・				
結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで				
###			1230 / COJO OVICED DO /	
###				病状により学校医その他の医師において感染のおそれがな
###			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
### 学校教育活動 を通じ、学校に おいて流行を 店がるもの			。 整膜火带, 大勢 膜火	
第三種 学校教育活動 を通じ、学校に おいて流行を 協管出血性大腸菌感染症 版デフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 名中によっては 出席停止の措置が考えられる もの 名型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症			地 沃火西江地 族炎	
 を通じ、学校において流行をおいて流行を広げる可能性があるもの	A-A-	学校教育活動	コレラ	
広げる可能性 があるもの パラチフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎	男			
広げる可能性 があるもの パラチフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎	種			
があるもの パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合 に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校 置が考えられる もの イ型肝炎、B型肝炎 医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に 措置を取ることができる。 指置を取ることができる。	-			
 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 条件によっては 出席停止の措 置が考えられる もの 4型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合 に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校 医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に 措置を取ることができる。 				
急性出血性結膜炎				
条件によっては				
出席停止の措		条件によっては		学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合
置が考えられる A型肝炎、B型肝炎 医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に 措置を取ることができる。 はこれの 大ルパンギーナ マイコプラズマ感染症 マイコプラズマ感染症				に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校
もの 手足口病 措置を取ることができる。			│ │ A型肝炎、B型肝炎	医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に
ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症				
ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症				
感染性胃腸炎 など			マイコプラズマ感染症	
			し感染性胃腸炎 など	

- ※ 上記の感染症に罹患した場合は、出席停止の期間の基準を目安に出席停止対象となります。速やか に学校にご連絡ください。
- ※ 必要に応じて、生徒手帳の「出席停止届」または「証明書」の提出が必要です。学校からの指示に従って報告をお願いいたします。